

第三者からの「労働基準監督署による労災不支給処分取消しに係る文書」の情報開示請求

三隅 達也（宇部フロンティア大学 看護学部 助教）

労災のなかでも、特に労働者が死亡した事例の具体的な情報（被災労働者の労働時間や業務内容、企業の労働安全衛生管理体制等）が一般に公開されることは、社会にとって類似の労災防止対策を立てるうえで有益であると考えられる。一方で、被災労働者の個人情報や企業の内部情報、労災認定を行う労働基準監督署による調査手法等の情報を保護することも必要である。すなわち、それらの情報を公開することでもたらされる社会の利益と、それらの情報を保護すること（不開示にすること）でもたらされる個人や企業の権利利益及び行政に起きうる事務的支障を天秤にかけて、どちらがより重いかを判断する必要性が生じる。

2018 年 12 月、第三者である筆者は北海道労働局に対して、北海道の K 病院で働いていた新人看護師 A の自死（2012 年 2 月）に対する労災不支給処分取消し（自庁取消し）（2018 年 9 月）に関する文書を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）に基づき開示請求した。しかし、そのほとんどは不開示であったため、2019 年 3 月に厚生労働省に対して審査請求を行った。

法 5 条には不開示情報の定めがある。それは、個人情報、法人情報、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより監査等に支障を及ぼすおそれのある情報等である。同条の但し書きには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示しなければならない定めがある。

筆者は審査請求のなかで、「K 病院の労働環境、労働時間把握の程度、労働衛生体制、被災労働者の具体的な業務内容や労働時間、持ち帰り残業等のシャドーワークの情報等が開示されることは、その他の事業場における労働衛生体制の見直しや長時間労働の縮減等に役立ち、同様の過労死の発生を予防し、広く労働者の生命や健康を保護することに貢献する。これは、現在、我が国が進めている働き方改革や厚生労働省の医師の働き方改革に関する検討会における議論の流れとも方向性が一致する。」という趣旨を述べた。また、「夜勤等の交代制勤務を行う看護師の過労死ラインは月 60 時間の時間外労働」という日本看護協会の資料も提示した。

2021 年 10 月、総務省の情報公開・個人情報保護審査会（以下、審査会）は、答申書のなかで「既にマスメディアや特定団体等により公にされた情報については、それが個人情報や法人情報であったとしても、第三者へ開示しても関係者の法益を侵害するものではない。」「労働基準監督署が調査した文書は、それを公開すると同署が行う調査方法が明らかとなり、労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため不開示を維持すべき。」という趣旨を述べた。これは別の言い方をすれば、「過労死事例であったとしても、公になっていない情報は個人情報や法人情報の保護及び行政事務の円滑な遂行の観点から不開示にすべき。」ということである。

社会においてより効果的な過労死防止対策を立てるには、労災を調査する行政がその具

体的な情報を第三者に対しても開示することが望ましい。しかし、個人情報保護等によってもたらされる利益の方がそれを上回るため、開示される情報は既に公になっているものに限られることが明らかになった。

筆者が開示請求した文書は労災不支給処分の自庁取消しという比較的珍しい文書であるが、それ自体は行政が保有する文書の開示、不開示の判断基準に関係ないものと思われる。

なお、筆者が審査請求を行ってから審査会の答申が出るまで約 2 年半の期間を要した理由は、審査会事務局担当者によると「このような事案の審査請求は初めてであるため。」ということであった。

以上